

被爆者援護法第1条第3号に係る審査方針

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）第1条第3号に規定する、「前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」についての審査方針を、被爆者救済の立場に立って、次のとおり定める。

次の1及び2のいずれかに該当する者は、法第1条第3号に該当すると認めることとする。

また、1及び2に該当しない被爆状況については、1及び2に相当する被爆事実が認められるかについて個別に審査を行うこととする。

なお、これらの判断は、別に定める「被爆者援護法第1条第3号に係る審査方針の運用のガイドライン」によることとする。

1 原子爆弾が投下されたその後

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（以下「政令」という。）第1条第2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の政令別表第二に掲げる区域以外の区域において、被爆して負傷した者が多く集合していた環境に相応の時間とどまると認められる者

(2) 被爆して負傷した者が収容されている環境にいたが、(1)に該当しない者については、政令第1条第2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の政令別表第二に掲げる区域以外の区域において、被爆して負傷した者との接触により、(1)に該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められる者

(3) 被爆した者の輸送又は被爆した者の死体の処理に従事し、被爆して負傷した者と接触があった者については、政令第1条第2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の政令別表第二に掲げる区域以外の区域において、(1)に該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められる者

2 令和4年3月18日健発0318第8号厚生労働省健康局長通知を踏まえ、「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話（令和3年7月27日閣議決定）に記載がある「原告」と同じような事情にあったと認められる者

※ 2について、令和4年4月1日より前になされた被爆者健康手帳交付申請については、令和4年4月1日に申請があったものとみなす。

附則

- 1 この審査方針は、平成21年12月3日から施行し、施行の日以降の手帳審査において適用する。
- 2 昭和43年9月30日付け「被爆者の定義」の運用についての衛生部長通知は、廃止する。

附則

この審査方針は、令和4年4月1日から施行し、施行の日以降の手帳審査において適用する。

被爆者援護法第 1 条第 3 号に係る審査方針の運用のガイドライン

- 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）第 1 条第 3 号に係る審査方針（以下「審査方針」という。）1 について
 - (1) 法第 1 条第 3 号に係る審査方針（以下「審査方針」という。）の 1 の(1)の「被爆して負傷した者が多く集合していた環境」について
次の環境（屋外を除く。）を「被爆して負傷した者が多く集合していた環境」に該当するものとする。
 - ア 15名以上の被爆して負傷した者が収容されている収容施設等
 - イ 5名以上の被爆して負傷した者が収容されている病室等（出入口以外は壁等で閉ざされ、比較的狭小な部屋等として独立している空間に限る。）
 - (2) 審査方針の 1 の(1)の「相応の時間とどまった」について
次の場合を「相応の時間とどまった」に該当するものとする。
 - ア 2日以上収容施設等にいたことが確認できる場合
 - イ 1日であっても午前及び午後に収容施設等にいたことが確認できる場合
 - (3) 審査方針の 1 の(1)及び(2)における「(1)に該当する者と同程度以上の被爆状況」について
被爆して負傷した者と 1日当たり 5名以上の接触が認められる場合を「(1)に該当する者と同程度以上の被爆状況」に該当するものとする。
- 2 審査方針 2 について
次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者は、法第 1 条第 3 号に該当すると認めることとする。
 - (1) 次の要件のいずれにも該当する者
 - ア 黒い雨を浴びた、黒い雨で服が濡れたなど、黒い雨に遭ったことが確認できること。
※ 申請者の個々の状況を踏まえ、黒い雨に遭ったことが否定できない場合は、黒い雨に遭ったものとみなして取り扱う。
 - イ 黒い雨に遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況等が「原告」と同じような事情にあったと確認できること
 - (2) 健康管理手当の認定要件となる 11種類の障害のいずれかを伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下「11種類の障害を伴う疾病」という。）にかかっている者

※ 11種類の障害を伴う疾病にかかっている者とは、申請に基づく審査において、現に11種類の障害を伴う疾病にかかっていることが確認できる者をいう。ただし、過去に白内障の手術を受けたことが確認できる者（眼内レンズ挿入者）は、水晶体混濁による視機能障害にかかっている者とみなして取り扱う。

3 個別の審査について

(1) 次の場合を個別の審査を行う対象とする。

ア 海上被爆の場合

イ その他上記1及び2の運用により審査方針の1及び2に該当しない場合

(2) 個別の審査は、申請者の被爆の状況を総合的に勘案して判断するものとする。